第十二・十条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する権利を付与する。

2　各締約国は、放送機関に対し、当該放送機関の放送についてその同意なく行われる次に掲げる行為を禁止する権利を与える。

(a)　放送の再放送

(b)　放送の固定

(c)　放送の固定物の複製

3　各締約国は、自国の法令に従い、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体が行う活動を促進するための適切な措置をとる。

第十二・十一条　地理的表示

各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

第十二・十二条　不正競争

1　各締約国は、パリ条約第十条の二の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2　各締約国は、サービスについてパリ条約第十条の二の規定を準用することを確保する。

3　この条の規定の適用上、「パリ条約」とは、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され、並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。

第十二・十三条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護すること（開示されていない情報の保護期間であって私契約に規定するものを制限する措置又は開示されていない情報の開示を正当な理由なく強要する措置をとらないことを含む。）を確保する。

第十二・十四条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、輸入貨物に関し、次の手続を採用し、又は維持する。

(a)　自国の税関当局が商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある物品（以下この条において「侵害の疑いのある物品」という。）の解放を停止するために職権により行動することができる手続

(b)　権利者が自国の権限のある当局に対し侵害の疑いのある物品の解放を停止するよう申し立てることができる手続

2　各締約国は、1に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって商標権又は著作権及び関連する権利が侵害されているか否かを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

3　1の規定に基づき輸入貨物について解放を停止する場合には、輸入者及び権利者は、その停止について速やかに通知を受けるものとし、侵害の疑いのある物品に係る利用可能な全ての情報を提供される。

第十二・十五条　民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補塡するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

第十二・十六条　刑事上の制裁に係る権利行使

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従い、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

2　各締約国は、1に定める犯罪に関し、自国の権限のある当局が、自国の法令に従い、全ての侵害物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有することについて定める。

第十二・十七条　デジタル環境における権利行使

各締約国の権利行使の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害（侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。）について適用する。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。

第十二・十八条　知的財産に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に従い、知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対して小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十二・十九条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十三章　政府調達

第十三・一条　調達に関する原則

各締約国は、成長及び雇用を促進するため生産及び貿易の拡大を推進する上で政府調達が有する重要性を認識し、自国の法令に従い、政府調達に関する措置の透明性を確保する。また、両締約国は、両締約国の開発上、資金上及び貿易上の要請を考慮する必要性を認める。各締約国は、政府調達に関する措置の公正かつ効果的な実施を確保する。

第十三・二条　情報の交換

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、適時にかつ可能な限り英語により、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行について並びに現行の政府調達制度の改革について、情報の交換を中央政府の間で行う。

第十三・三条　追加的な交渉

両締約国は、モンゴル国が世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下この条において「政府調達協定」という。）の締約国となる意思を表明したときに、政府調達に関する包括的な章を実現することを目的として、この章の規定を見直すための交渉を開始する。

注釈　この条の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、「政府調達協定」とは、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

第十三・四条　無差別待遇に関する交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益又は政府調達に関する措置についての有利な待遇を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、当該利益又は待遇を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。